

第4回 あきる野市介護保険推進委員会 会議録

1 開催日時

令和7年11月26日(水) 午後7時00分から午後8時00分まで

2 開催場所

あきる野市役所 5階 505会議室

3 出欠席

出欠	氏名	所属等
出席	◎ 松村 昌治	あきる野市医師会
出席	鳥海 利也	あきる野市薬剤師会
出席	安田 肇	あきる野市民生・児童委員協議会
出席	○ 網代 和夫	あきる野市社会福祉協議会
出席	鈴木 博紀	あきる野市介護老人福祉施設連絡協議会
出席	今 裕司	あきる野市介護事業者連絡協議会
欠席	庄司 隆史	あきる野市ケアマネジャー連絡協議会
出席	川口 修	西多摩保健所
出席	秋間 利郎	第1号被保険者
出席	三岡 相至	第2号被保険者
出席	山田 参生	あきる野市役所

◎委員長、○副委員長

【事務局】

水葉高齢者支援課長、原高齢者支援係長、小黒介護保険係長、柴原介護認定係長、
高齢者支援係高野、介護保険係藤田

○資料 あきる野市介護保険推進委員会の報告書(案)

1 開会

2 委員長挨拶

— 委員長から挨拶 —

3 議題

(1) あきる野市介護保険推進委員会の報告書（案）について

事務局 報告書の内容の説明に入る前に、地域密着型サービスの小規模多機能型居宅介護に係る動向をご報告させていただきます。小規模多機能型居宅介護の現在の整備状況でございますが、東部圏域に1施設、29定員の施設がございまして、昨年11月、西部圏域に1施設、29定員の施設が整備されたところでございます。この小規模多機能型居宅介護については、第3回の介護保険推進委員会の中で、運営する法人から要望書が提出されたことをご報告させていただきました。要望書の内容といたしましては、待機者が数名いることから定員を増やしたいというものでございました。前回の要望から、その後の状況の変化等を踏まえ、同一法人から、追加して要望書が市に提出されました。内容といたしましては、前回の要望書は定員の増加を要望するものでございましたが、今回の要望書はサテライト型の小規模多機能型居宅介護の整備を要望するものでございました。要望書が2つ重なって提出されたことから、現在、同法人には内容を確認していますが、前回の定員増加の要望書ではなく、今回のサテライト型の整備の要望書で再度お願いしたいとのことでした。理由としましては、ただいま説明申し上げました既存の2か所の小規模多機能型居宅介護の定員が一杯になったことや、前回、この推進委員会で実施した「地域密着型サービスの整備に関する調査結果」を同法人も確認されており、潜在的に小規模多機能型居宅介護が必要と回答した事業所が一定数あり、21人の方が利用させたいという回答であったこと。また、ケアマネ不足解消、訪問介護員の解消の観点から、サテライト型小規模多機能型居宅介護が貢献できること。これらのことが要望書には記載されておりました。本要望書につきまして、市長まで報告させていただいたところであり、市長からは、現在開催しております介護保険推進委員会、そして、来年設置する介護保険事業計画策定委員会の中で、第10期介護保険事業計画の策定に向けた介護サービスの検討の中で報告し、意見を取りまとめてほしいと承っております。したがって、本日とりまとめの報告書の内容にも影響があることでございますので、冒頭ご報告させていただきました。

— 事務局説明 —

委員長 事務局から説明がありました。ただいまの説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。

委員 質問というか確認も含めたところではありますが、先ほど事務局から、この小規模多機能型居宅介護の要望書について説明がありました。この後、本委員会や第10期の介護保険計画策定委員会における検討について、市長からのご意向もあったということです。その中で、今回の地域密着型サービスの方向性の取りまとめにおいて、どのように扱うかという点について、現時点でのお考えやご予定について、具体的にお聞かせいただければと思います。例えば、整備を進めるに当たって、サテライト型を整理するという点について、結論を出すタイミングや実際に整備するとなった場合に、10期中のどのタイミングで整備するのか、そ

れをいつまでに検討するのかなど、現時点でのお考えをお教えてください。

事務局 現計画において、看護小規模多機能型居宅介護については、小規模多機能型居宅介護の整備状況や需要動向を見ながら、整備の必要性を検討するとなっています。また、小規模多機能型居宅介護については、整備を行わない方針としておりました。この後、どのように結論を出すのかというと、10期計画の中でどのように位置づけるかが重要であるため、来年度中には一定の方向性を出したいと考えています。10期中に整備するかどうかについては、一定の需要や給付の状況を見ながら、必要性が判断されれば、整備を位置づけることはあるかと思えます。しかしながら、他の自治体でも、地域密着型サービス以外に特別養護老人ホームの整備や介護基盤の整備を行う中で、物価高騰や土地の問題などはあり、当市においても昨年1月に整備した小規模多機能型居宅介護も、当初の予定より約2年ほど遅れが出ている状況です。まずは需要を踏まえて、今回の調査結果も参考にしながら、定員が一杯である状況や、要望書にあったケアマネ不足等を考慮し、10期の計画の中で方向性を出したいとは思いますが、一定の含みを持たせる必要性はある、つまり10期の計画1年目から新たに整備できるかどうかは不透明な状況であると認識しています。

委員 現在運営している事業所から要望書が出ていることに関しては、本報告書に記載しようと考えているのか、記載してよいものなのか、判断が難しいのですが、その辺りに関して何かお考えがあればお聞かせください。

事務局 本委員会は原則公開で行っており、事務局からもお話をさせていただきました。市長の判断においても、単に「作ってほしい」と言われたから作るのではなく、全体の状況を見ながら、合議の中でご意見をもらって判断すべきだということです。そのため、本委員会では要望書についてはお話しておりますので、委員会の議論を踏まえつつ、本報告書に記載することは可能であるため、記載するべきだと考えます。

委員 先ほどのご説明では、まず定員の増員の要望がありましたが、サテライト型の開設が優先されると事業者からは要望があったということでした。今ここでメリットとデメリットを議論することではないと思いますが、やはり今後、定員が一杯でさらに需要があるという状況に対して、定員の増員に対応するメリットや、サテライト型で1つ又は2つ開設することのメリットについて、検討は必要だと思います。また、今回は事業者の要望には含まれていませんが、全く別の事業所を含めて1か所の開設という選択肢も当然考えられると思います。要望書を提出した事業所が、なぜその方針に変わったのか、どのようなメリットがあると考えていたのかについても、ご存知であれば教えていただきたいです。

事務局 要望については、市の方で制限できないので、他の法人から文書ではなく、口頭で「こうしたい」「事業展開したい」というお話は日々ございます。定員の増員のメリットについてお話しする前に、まずデメリットからお話しします。定員を増加させるには、国の厚生労働省令の基準に従って、自治体の条例で基準を定めなければならないため、地域密着型サービスの基準条例を改正する必要があります。これは一つの大きなハードルとなっており、その際には説明責任が発生し、委員からもご質問があったような「なぜ定員増加でなければいけないのか」「なぜ1つ整備しないのか」ということの説明が求められますが、この説明は少し難しいとは考えています。しかしながら、仮に条例改正がなされるとするならば、新たに整備するよりも、人的資源を割くことが少なく、利用者の受入れが可能になるというメリットもあると考えています。次に、サテライト型の整備についてお話しします。需要があり、運営母体が見つかった場合には、運営を行っていただければ、一定程度ニーズに応じたサービス提供できると考えられます。前回の公募の際には、29人定員でも提案できますし、小規模のサテライト型でも提案できます、という形で公募を行ったところ、2つの法人から応募

があったのですが、いずれも29人定員の提案でした。もし公募を行うとなれば、その公募自体が市場調査となりますし、法人が参入できるかどうかを検討することとなります。公募した結果、サテライト型では18人が上限なので、サテライト型ではなく、29人定員の施設を作るという提案もあるかもしれませんが、状況を見ながら進めていくこととなります。定員の増員にしても、サテライト型の整備にしても運営するのは法人ではございますが、そこには市の責任も伴いますので、とりまとめにあったように慎重な検討が必要だと考えています。

委員 介護予防・日常生活支援総合事業の取りまとめの地域のリハビリテーション職の活用についてですが、ヘルパーの人材不足が深刻であることと通所型サービスCのノウハウを利用することがどのように繋がるのかが分からないので説明をお願いします。

事務局 ヘルパーの人材不足に関しては、前回も議論がありましたように、非常に深刻な状況になっていることはご理解いただいているのかと思います。一方で、通所型サービスCに関してですが、こちらは事業所にリハビリテーションの専門職が在籍しており、人材が充足しているとは言えませんが、理学療法士や作業療法士がいることから、一定のノウハウが蓄積されています。また、地域リハビリテーション活動支援事業があり、この事業ではリハビリテーションの専門職を地域の通いの場や活動場所に派遣し、専門的なアドバイスを行うという事業もございます。一定のノウハウが蓄積された方々がさらに発展した形で活躍していただくため、現在、市では実行できておりませんが、通所型サービスCは通って来ていただく事業ですが、訪問型サービスCという訪問する事業での展開が可能であると考えています。ヘルパーが生活支援をすることが難しい状況の中で、例えば、五日市地区など、通所が困難な地域においては、リハビリテーション職の方が訪問し、マネジメントや家庭でのリハビリをしていただくサービスの展開が可能ではないかと考えています。

委員 理学療法士や作業療法士は法律によって業務が制約されています。さらに、医師の指示に基づいた業務が求められますので、2つの制約がありますが、その点についてはどう考えていますか。

事務局 通所型サービスCや訪問型サービスCについては、市が基準を設けてサービス提供が可能です。本日の説明資料には通所型サービスCについての記載はございませんが、通所型サービスCはセルフマネジメントを高めることを目的としており、短期間で集中的に提供することが特徴で、体操や栄養指導、口腔機能の指導が行われており、これらを通じてセルフマネジメントする力を獲得してもらうことが可能です。

委員 それはヘルパーではないのでしょうか。

委員 私からも発言させていただきます。現在、ヘルパーとの直接的な関わりがないのは確かに一面の事実ですが、一方で家庭内で少しずつ身体機能や生活機能が衰えている方々に対して、ヘルパーの軽微な説明や見守り、また本当に軽微なお手伝いが必要な場合もあります。そうした方々に適切なヘルパー活用や、適切な生活環境の整え方を提案することで、日常動作の衰えを回復させたり維持させたりすることができます。これに関してリハビリテーションの専門職が関わることで、ヘルパーのサポートを必要とする方を減らすような、その方自身ができる範囲を拡大する、できる期間を延長する効果が期待できると考えています。そのような取組として訪問型サービスCを捉えました。実際、私の母は要介護認定を受けている状態ですが、適切にヘルパーに依頼ができていない、適切な生活環境が整備できていないという場合もございますので、リハビリテーションの専門職の皆様のお力を借り改善に取り組むことで、もともと持っていた家事能力や身辺処理能力を回復させることができると考えてい

ますので、短期集中でこれらの支援を行うことにより、ヘルパーさんに頼る頻度を軽減させていくという効果が期待できると思います。そうした部分での通所型サービスCとヘルパー不足連続性を考えることは一つの解決策かと思います。

事務局 報告書の文言において、ヘルパーの不足が深刻な状況であるという点と通所型サービスCのノウハウを活用するという点のつながりが分かりづらいというご指摘については、表現を工夫し、今後修正させていただきます。市民の生活支援や自立支援を促進するための訪問ニーズを充足させるために、地域のリハビリテーション職のノウハウを活用したいという趣旨での記載であることはご理解いただけたらと思います。

委員 11月10日の社会保障審議会介護保険部会で夜間対応型訪問介護の廃止方針について、大筋了承されたとのことですが、制度が正式に廃止されたわけではないと思います。この点を考慮すると、今後の取りまとめには、まだ制度が変わったわけではないので夜間対応型訪問介護についての記載しておいていいとは思いますが、一方で、意見に書かれているように、これは変わっていく可能性が高いと思われますので、この文言について、何か追記する予定などがあれば教えてください。

事務局 前回の3年前にも、新たなサービスができるということが言われ、その後にサービスが実現しなかったこともあります。現在、厚生労働省の方針が固まった段階で夜間対応型訪問介護は廃止方向にあり、次の報酬改定議論が進められています。この背景には、定期巡回随時対応型訪問介護看護との重複部分もあるため、数年間にわたって検討が進められていることを確認しています。したがって、現時点では廃止されたわけではないため、報告書ではこのまま対応させていただき、制度に関しては、来年の計画策定に係る報告が完了する段階で整理を行う形になります。

委員 こちらは補足になりますが、介護人材の確保定着育成に向けた取組について、国への働きかけを加えていただきたいと思います。東京都自身も介護保険制度内での人材確保が難しい状況です。例えば、他産業との給与格差などは非常に大きな課題です。東京都としても、10数年前から毎年、緊急要望を国に対して上げており、人材確保や介護事業所の経営基盤の安定についての要望を続けています。この点については、引き続き、東京都から国に対して働きかけを行っていただきたいと思います。また、東京都としても独自の事業を行うことにより、人材確保策を講じていますので、これをさらにブラッシュアップし、充実させることが人材確保に役立つと考えています。そのため、これらの点についても東京都の取組として加えていただきたいと思います。

(2) その他

— 事務局説明 —

4 閉会

— 副委員長 —

以 上